

令和5年9月  
農業委員会議事録

開催日：令和5年9月25日（月）  
場所：越谷市農業技術センター2階  
研修室  
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年 9月25日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和  
統括主幹 上原 誠  
主任 小島 拓也

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

## 6. 議 事

### ① 議事録署名人の指名

### ② 議 案

第1号議案	農地法第3条第1項の規定による許可について
第2号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
第4号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について
第5号議案	農用地利用集積計画（案）の決定について

### ③ 報 告

第1号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
第2号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
第3号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
第4号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長                   越谷市農業委員会会長     金 子     繁 雄

8. 閉会時刻               午前10時37分

## 9. 会議の内容

局 長	<p>皆様、おはようございます。定刻前なのですが、皆さんおそろいになられましたので、開会させていただきたいと思います。</p> <p>本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>おはようございます。ご苦労さまです。</p> <p>昨日、今日と大分涼しくて、平年並みの朝の気温だそうです。今日も二十七、八度、昨日もそうですけれども、これが本来の暑さだと思いますが、また明日から土曜日にかけて30度を超えるという予報が出ております。よく暑さ寒さも彼岸までと言いますけれども、しばし30度超えもこれからもあり得るのかなと思います。長期予報だと平年よりは高い温度で推移しそうな感じです。天気がいいと特にハウスの中は温度が高くなるので、熱中症には十分に気をつけていただければと思います。</p> <p>この辺もまだまだ稲が残っておりますが、今日、農協に電話したら、今まで出荷した中で1等米がゼロだそうです。やはりこの暑さで白乳米が多いので2等米になってしまうということで、3等米もわずからしいのですが、ほとんどが2等米で、1等米は今のところ出ていないそうです。昨年もそうですけれども、稲刈りの遅い彩のかがやきになると1等がちらほら出てくるということで、この気候が、米に対してはちょっと暑過ぎるのかと思います。彩のかがやきの様に10月になってから刈るのでしたらあんまり水は切らないで、そのままシーズン中、入れっ放しにしてある水田があるのですが、そこだけは何とか去年までは1等米になっているので、あんまり中干しし過ぎるのもよくないのかなというのが私の考えです。近所に稲刈りの早いコシヒカリを作っていると、水路の関係でいつまでも水入れておくわけにはいかないので、周りに迷惑かからないようでしたら、遅い品種はできれば水はあまり切らないほうが1等米になるのかなという、私感です。何はと</p>

もあれこの気候はどうにもなりません。まず、自分の体が一番ですから、作物よりも体に十分気をつけていただいて、まだ終わっていない方は十分これからも暑さぶり返してきますので、気をつけて農作業をしていただければと思います。

以上、言葉整いませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。慎重審議よろしくお願ひします。

局 長

ありがとうございました。

本日は全員の方が出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から7番の大熊委員、8番の宇田川委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願ひます。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1,996平方メートルです。通作距離は1.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は6,911平方メートルです。通作距離は0.35キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5,037平方メートルです。通作距離は2.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面

積は5,037平方メートルです。通作距離は3.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、5番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5,037平方メートルです。通作距離は3.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

以上5件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員4番の林委員、2番について推進委員7番の高島委員、3番について推進委員11番の豊田委員、4番及び5番について推進委員12番の松沢委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、林委員よりお願いいたします。

4番推進委員  
(林委員)

1番の件について補足説明します。

9月14日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

7番推進委員  
(高島委員)

2番について、高島委員よりお願いいたします。

2番の件について補足説明します。

9月14日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

11番推進委員

3番について、豊田委員よりお願いいたします。

3番の件について補足説明します。

<p>(豊田委員)</p>	<p>9月14日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具などについても問題はありません。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>4番及び5番について、松沢委員よりお願いいたします。</p>
<p>12番推進委員 (松沢委員)</p>	<p>4番、5番の件について併せて補足説明します。</p> <p>9月14日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
<p>全員</p>	<p>なし。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p>
<p>議長</p>	<p>[挙手全員]</p> <p>挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。</p>
<p>統括主幹</p>	<p>議案書の2ページを御覧ください。</p> <p>第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。</p> <p>番号、申請人氏名の順に読み上げます。</p> <p>それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請地に隣接する沿道サービス施設（コンビニエンス</p>

ストア)は、国道4号へつながる主要県道に面しており、交通量も多いことから、沿道サービス施設の駐車場は常に混み合っている状況です。本申請は、歩行者等の安全及び沿道サービス施設としての利用促進を確保するために多くの来客者用の駐車スペースを確保するための申請です。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を田口委員よりお願いいたします。

10番委員

それでは、1番の件につきまして説明をいたします。

(田口委員)

9月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及び流水止めブロックを設置して区画するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局より説明願

ます。

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住まいにも近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は車両置場です。転用理由といたしまして、借人は平成16年に市外に本店を置き、主に自動車及び自動車の部品販売、修理、加工業を営む法人です。このたび越谷市を含め埼玉県東南部への業務展開を考え、土地を探していたところ、申請地はオークション会場にも程近く、幹線道路へのアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、現在譲受人が居住する住宅敷地は駐車スペースが狭く、所有する自家用車の台数分の駐車スペースを確保するため土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和53年に市内に本店を置き、主に金属塗装業を営む法人です。ここ数年業績も伸び、従業員数も増え、現在賃借している駐車場台数では不足が生じています。また、資材納品時の車両の待機場もなく、通行者等に迷惑をかけていることから、土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

いたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住まいにも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成20年に市外に本店を置き、主に住宅の基礎工事などを請け負う法人です。ここ数年受注量が増え、現在借りている資材置場が手狭になり、自社の資材置場を所有したいと考え、土地を探していたところ、申請地は幹線道路からのアクセスもよく計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について瀬尾委員、3番について山崎委員、4番について渋谷委員、5番について坂巻委員、6番について大熊委員よりお願いいたします。

1 番 委 員  
(瀬尾委員)

それでは、1番及び2番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

それでは、1番の件についてご説明いたします。

9月12日に現地確認をしております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅であります。東側出入口部分を除いて周囲にコンクリートブロック及びメッシュフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。

9月12日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的

は車両置場であります。北側出入口部分を除いて、東側及び西側には既設ブロック、南側には新設ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

3番について、山崎委員よりお願いいたします。

4 番 委 員

3番の件についてご説明いたします。

(山崎委員)

9月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲に地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

4番について、渋谷委員よりお願いいたします。

5 番 委 員

4番の件について説明します。9月13日に現地を確認しております。

(渋谷委員)

申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。西側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

5番について、坂巻委員よりお願いいたします。

3 番 委 員

5番の件につきましてご説明いたします。9月14日に現地を確認しております。

(坂巻委員)

申請地の現況は田、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

6番について、大熊委員よりお願いいたします。

7 番 委 員

6番の件について説明します。

(大熊委員)

9月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロッ

議  
全  
議

長  
員  
長

クを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から12番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の4ページ及び5ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から12番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住まいにも程近く、子育てや両親の介護が必要になった際、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は車両置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成18年に市内に本店を置き、主に自動車販売業を営む法人です。現在賃借している車両置場は市街化区域の住宅街にあり、車両運搬時のエンジン音による騒音や通行時の安全面

について近隣より苦情があり、土地所有者からも明渡しを求められています。資材搬入時の作業スペースも含めた土地を探していたところ、申請地はオークション会場も近く、営業所からのアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

なお、令和5年6月28日付で車両置場として農用地区域から除かれています。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の所有する住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、退去を求められ、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は勤務地にも近く、通勤にも便利で、父の住まいにも近いことから、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

なお、令和5年6月28日付で自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親と祖母の住まいにも近く、子育てや祖母、両親の介護が必要になった際、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人の現在の住居が道路整備事業により収用となったため、このたび本申請地に住宅を移転することになりました。申請地は出生以来住み慣れたところであることから、自己用住宅の建築をするための申請です。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の両親の住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、十分なスペースが確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたとこ

ろ、申請地は高齢の祖母及び両親の住まいにも程近く、子育てや祖母、両親の介護が必要になった際、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番について宇田川委員、8番及び9番について私から、10番及び11番について田口委員、12番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、7番について、宇田川委員よりお願いいたします。

8 番 委 員

7番の件について説明します。

(宇田川委員)

9月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に面する南側部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

8番及び9番について私から説明いたします。

8番の件について説明いたします。9月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は車両置場です。南側出入口を除き、周囲をコンクリートブロック塀及びフェンスを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続いて、9番の件について説明します。同じく9月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側は出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

10番委員  
(田口委員)

10番及び11番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、10番及び11番につきまして説明をいたします。

まず、10番の件につきまして説明をいたします。9月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き北側及び西側にコンクリートブロックを設置し、南側は既設コンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、11番の件につきまして説明いたします。同じく9月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。道路接道部分を除き、西側にコンクリートブロック土留めを設置し、北側は既設コンクリートブロック土留めで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、2件報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

2番委員  
(藤井委員)

12番について、藤井委員よりお願いいたします。

12番の件についてご説明いたします。

9月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側は出入口部分を除き周囲にコンクリートブロック及び地先ブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

全員  
議長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。</p> <p>続きまして、第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局より説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>議案書の6ページを御覧ください。第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について説明します。</p> <p>本件は、農業経営を継続することを前提として、租税特別措置法の規定に基づき相続人が農地を相続により取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることになっております。</p> <p>番号、被相続人氏名、相続人氏名の順に読み上げます。</p> <p>それでは、1番の内容ですが、筆数は5筆です。面積は4,356平方メートルです。相続開始年月日は令和4年10月28日です。</p> <p>続きまして、2番の内容ですが、筆数は5筆です。面積は4,356平方メートルです。相続開始年月日は令和4年10月28日です。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について推進委員8番の飯高委員よりお願いいたします。</p>
8 番 推 進 委 員 ( 飯 高 委 員 )	<p>1番及び2番の案件については、2名の相続者により同一の土地に対し申請されたもので、併せて報告をいたします。</p> <p>去る9月14日に現地を確認いたしました。申請地の農地5筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
全 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり証明することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>

議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。</p> <p>続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができることとされています。このため施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり農業委員会にご審議をお願いするものです。</p> <p>それでは、議案書の7ページを御覧ください。</p> <p>第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。</p> <p>番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。</p> <p>面積は456平方メートル、再設定で、期間は3年です。</p> <p>本計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 全 員	<p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p> <p>なし。</p>
議 長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告でございます。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>それでは、報告に移らせていただきます。</p>

議案書の8ページです。第1号報告 農地法第3条の3の第1項の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の9ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出の内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の10ページから12ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、14件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備していただきましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の13ページ及び14ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の届出がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

報告事項は以上です。

議

長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、10月25日水曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時37分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年 9月25日

議 長

署名委員

署名委員